令和７年度三沢市創業相談ルーム実施要領

１　目的

この要領は、令和７年度三沢市創業相談ルームを実施するにあたり、必要な事項を定める。

２　実施概要

⑴実施名　　令和７年度三沢市創業相談ルーム

⑵実施内容　以下のいずれかに対象となる方に対して、インキュベーションマネージャー（以下、ＩＭ）が個別に創業相談を実施する。

ア　三沢市内で創業を考えている方

イ　三沢市内で創業後、相談を希望する事業者

（ＩＭは三沢市が講師依頼をした認定支援機関の者である。）

３　日程

令和７年度　毎月第２、第４火曜日　１０時から１６時まで

（但し、火曜日が祝日の場合は、前日の月曜日に実施する。）

※完全予約制　予約が無い場合、開催中止とする

４　実施場所

下記の場所で開催する。

月	場所
４月、５月、１０月から３月	三沢市商工会館 三沢市幸町２丁目１－１
６月から９月	三沢市国際交流教育センター 三沢市三沢園沢２３０－１

５　申込方法

令和７年度三沢市創業相談ルーム利用申込書に記入の上、下記のＦＡＸ又は電子メールで提出すること。

提出先　三沢市　経済部　産業振興課

ＦＡＸ：０１７６－５２－７５１６

電子メール：msw_sangyou@misawashi.aomori.jp

提出期限　相談希望日の２日前（土日祝を除く）まで

６　その他

⑴「創業相談」について

ア　三沢市及びＩＭは、相談内容の完全性、有用性、確実性、適合性等について、保証しない。

イ　相談内容に基づいた行為によって、利用者及び第三者にトラブルや損害が発生したとしても、三沢市及びＩＭは一切の責任を負わない。

ウ　行政手続き、融資手続き、助成金の申請手続きの実務代行は行わない。

⑵企業情報、個人情報及び相談内容等の取り扱いについて

三沢市及びＩＭは、営業秘密及び個人情報の取り扱いについて関係法令を遵守するが、利用者は以下の項目を了承した上で、相談すること。

ア　相談内容（個人情報や創業した場合の創業に係る情報を含む）については、創業支援の円滑な遂行や改善、事例や実態把握の調査等のために青森県及び認定連携創業支援事業者間で共有される。

イ　創業相談を利用し、創業された事業者については、周知等のためにＰＲする場合がある。

⑶違反行為について

利用者が、次のいずれかに該当があった場合、相談を中止し、今後利用ができなくなるものとする。

ア　脅迫的な言動、又は暴力を用いる行為

イ　大声、奇声を発する等、相談業務を害する行為

ウ　不必要に性的、又は身体上の事柄に関する言動をする行為

エ　宗教活動又は政治活動等並びに宗教団体又は政治団体等への勧誘行為

オ　物品、サービス等の営業行為

カ　暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号第２条第２号）に規定する暴力団に該当する場合

キ　相談業務の運営上、支障をきたすと判断した行為